

概 要

審査請求人（以下「請求人」という。）に発症した疾病は、業務上の事由によるものと認められるとして、不支給とした原処分を取り消した事例

要 旨

1 事案の概要及び経過

請求人は車掌業務に従事していた平成〇年〇月〇日、乗務中の列車内で、乗客から料金を徴収しようとして支払を拒否されたため、次の駅で降車してもらうことを説明したが、当該乗客が納得しなかったため、車掌長に連絡しようとする乗務員室に向かったところ、追いかけてきた乗客に右手で首を絞められて「私は殺されると言え。」と言われた。その後、不安感、不眠の症状が出現し、産業医の指示で〇クリニックを受診したところ「急性ストレス反応」と診断された。

請求人は、本件疾病が業務上の事由により発症したものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に療養補償給付及び休業補償給付の請求を行ったところ、監督署長は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

2 審査請求の理由

請求人は、審査請求の理由として、要旨、次のとおり述べている。

事業場での業務中に事件に遭い、精神障害を発病したものであり事件後の事業場の対応についても疑問を感じ、業務上の災害であることは明らかである。

事件後乗客引き渡し後、業務を停止させてすぐに病院へ行かせず、その後も通常業務を行い、長時間恐怖感を持ったまま勤務をさせられた。

〇月の事件発生後から同年〇月に入ってようやく労災申請を行うなど事業場の対応について疑問を感じる点が多い。

したがって精神障害の発病は業務との因果関係が認められないとして行った監督署長の不支給決定処分は誤りである。

3 原処分庁の意見

監督署長は、「心理的負荷による精神障害等に係る業務上外の判断指針について」に基づき、不支給決定とした理由として要旨、次の意見を述べている。

請求人は、平成〇年〇月〇日発生した本件災害により、ICD-10診断ガイドラインに照らして「F43.0 急性ストレス反応」を発病し、その後請求人の症状は、時間経過とともに本件災害を想起させるような事象に対する不安・恐怖症状とともに外出恐怖や乗車恐怖等の症状が強まっていったことから、「F40 恐怖症性不安障害」へ移行したものである。請求人が受けた業務による心理的負荷の総合評価は「中」であり、精神障害を発病させるおそれのある程度の業務による心理的負荷があったとは認められず、また、特別な出来事等について検討するも、心理的負荷の程度については「生死に関わる事故への遭遇等の心

理的負荷が極度のもの」には至らないものと判断した。

よって、請求人が発病した精神障害は業務上疾病には該当しないものとして不支給決定したものである。

4 審査官の判断

(1) 発症時期について

請求人は、事件があった平成〇年〇月〇日頃、ICD-10に照らして「F43.0 急性ストレス反応」を発病し、その後時間経過とともに不安・恐怖症状とともに外出恐怖や乗車恐怖などの症状が強まっていったことから、「F40 恐怖症性不安障害」へ移行したと認められる。

(2) 業務による心理的負荷

請求人の精神障害の発病前6か月間に起こった発病に関与したと考えられる出来事は、暴言を吐きながら規定の乗車料金差額の支払いを拒否し続けた乗客が、請求人の背後からいきなり請求人の首を絞めたことである。

この出来事は、「悲惨な事故や災害の体験（目撃）をした」に該当し、平均的な心理的負荷の強度は「Ⅱ」である。しかし、請求人は、正当な職務を遂行する中で、料金の支払いを拒否し続けた乗客から気付かないうちに追いかかれ他の乗客の死角になる乗務員室でいきなり「私は殺されると言え」と言いながら首を絞められるという行為に及ばれた本件災害の一連の異常性、恐怖性に鑑みて、平均的心理的負荷の強度を「Ⅱ」から「Ⅲ」に修正する。

なお、出来事の発生以前から恒常的な長時間労働は認められていない。

出来事後の状況が持続する程度について検討すると、請求人は、乗客から首を絞められた後も、一人でその乗客を見失わないよう近くまで追いかけて、乗務員室に戻った同僚車掌に事の次第を伝え乗客の元へ行った際にも、怖くて身体が拒否反応を起こし、身体が震え硬くこわばっていたと、述べている。

その後も、鉄道警察隊の要請があるにもかかわらず、事業場の命により〇駅で下車できず、〇駅下車後運輸所まで行き、到着点呼、再び乗車し、〇駅で下車しており、警察署での取り調べ中、ようやく受診できたのは、本件災害が発生してから6時間以上が経過した後である。

請求人はこの時のことを、歩くのもおぼつかない状態で降車し、早く休養したかったのに第一義的に乗務員として行動することが求められた、と述べている。

このように、請求人から災害状況の報告を受けた後の事業場の一連の対応は、確かに事業場としての対応であることが認められるものの、事業場は災害状況の重大性を認めながら、乗務規定に従った行動をとることを優先させ請求人をひとまず休養させ、業務から解放させ受診させるなどの措置をとらなかったことについては、事業場の支援、協力が十分であったとは認められず、出来事に伴う変化として、「相当程度過重」であると認められるものと判断する。

よって、業務による心理的負荷の強度は、出来事自体が「Ⅲ」であり、かつ、出来事後の状況が持続する程度が相当程度過重であると判断されることから、判断指針により請求人の心理的負荷の総合評価は「強」と認められる。

(3) 業務以外の心理的負荷の評価及び個体側要因の評価

業務以外の心理的負荷及び個体側要因としての生活史、社会適応状況等について特段の問題は認められない。

(4) 結論

以上のことを総合すると、請求人の業務による心理的負荷の強度の総合評価は、「強」に至るものであり、業務以外の要因は認められないことから、請求人に発病した精神障害は、業務上の事由によるものと認められる。

したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当ではなく、取り消されなければならない。